

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【公開番号】特開2018-150020(P2018-150020A)

【公開日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-037

【出願番号】特願2017-49772(P2017-49772)

【国際特許分類】

B 6 0 K 17/04 (2006.01)

B 6 0 K 6/383 (2007.10)

B 6 0 K 6/40 (2007.10)

B 6 0 K 6/543 (2007.10)

B 6 2 M 9/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 K 17/04 Z H V A

B 6 0 K 6/383

B 6 0 K 6/40

B 6 0 K 6/543

B 6 2 M 9/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月2日(2019.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電動モータと、

駆動輪と、

前記電動モータからのトルクを変速する無段変速機と、

前記無段変速機と前記駆動輪との間に配置され、前記無段変速機からのトルクを前記駆動輪に伝達するとともに、前記駆動輪から前記無段変速機へのトルク伝達を遮断するよう構成されたツーウェイクラッチと、

を備える、

自動二輪車用動力伝達システム。

【請求項2】

前記無段変速機と前記駆動輪との間に配置されるファイナルギヤをさらに備え、

前記ツーウェイクラッチは、前記無段変速機と前記ファイナルギヤとの間に配置される

、

請求項1に記載の自動二輪車用動力伝達システム。

【請求項3】

前記無段変速機と前記駆動輪との間に配置されるファイナルギヤをさらに備え、

前記ツーウェイクラッチは、前記駆動輪と前記ファイナルギヤとの間に配置される、

請求項1に記載の自動二輪車用動力伝達システム。

【請求項 4】

前記無段変速機は、ベルト式の無段変速機である、
請求項 1 から 3 のいずれかに記載の自動二輪車用動力伝達システム。

【請求項 5】

前記電動モータは、エンジンによって駆動されて発電するとともに、前記エンジンを始動させるように構成される、
請求項 1 から 4 のいずれかに記載の自動二輪車用動力伝達システム。

【請求項 6】

エンジンをさらに備え、
前記無段変速機は、前記エンジンからのトルクを变速する、
請求項 1 から 5 のいずれかに記載の自動二輪車用動力伝達システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

好ましくは、電動モータは、エンジンによって駆動されて発電するとともに、エンジンを始動させるように構成される。